

令和3年 第2回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年2月15日(月) 午後2時00分～午後2時58分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 14名
4. 欠席委員数 1名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	出
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	欠
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

_____ 4番 木村 滋一朗 _____ 5番 小野 不二夫 _____

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 工藤 俊夫 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第6号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (3) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第9号 空き家に付随した農地の指定について
- (5) 議案第10号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和3年第2回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時6分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、議長から指名します。4番 木村滋一郎 委員、5番 小野不二夫 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和3年第1回定例総会から本日の令和3年第2回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた4点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続いて、「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長

これより、日程4の議事に入ります。

まず、「議案第6号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課

農業振興課農政企画係の鎌倉です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第6号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。令和3年2月15日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く2ページをご覧ください。

(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読) 以上です。

議長

提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号1番の1案件を2番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

2番委員

2番、緒方の麻生祐三子です。2月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。申請者は町外在住で農業を行っておらず、農地の管理に苦慮していたため、平成30年3月13日に杉を135本植え、今後はさらに杉を80本植林する計画をしている。以上のことから、申請地に植林を行って管理したいので、除外をお願いしたいとのことであります。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができない」ために該当します。農地転用の許可の要否は、第4条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるとなりました。

以上、報告します。

議長

次に、番号2番の1案件を8番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8番委員

8番、朝地の小野伊八郎です。2月5日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。当該地の所有者は維持管理のみを行っているが、高齢で草刈等も困難な状況にある。今後は賃貸借で当該地を太陽光発電施設として有効活用してもらう計画があるので、除外をお願いしたいとのことであります。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができない」ために該当します。農地転用の許可の要否は、第5条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、除

外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能である となりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第6号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。
審査報告は、番号1番及び番号2番の2案件につきましては、転用は可能であるとのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第6号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての番号1番及び番号2番の2案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 次に、「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。
それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の3ページをご覧ください。議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和3年2月15日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和3年2月16日公告予定分を朗読)
以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、議案第7号の案件につきましては、1番委員・2番委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、1番委員・2番委員に退席をお願いします。
(とき、午後2時27分)

議長 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は原案のとおり決定されました。

議長 1番委員・2番委員の入室を認めます。
(とき、午後2時28分)

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後2時29分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後2時30分)

議長 次に「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号6番までの6案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号1番から番号6番までの6案件について、地区審査会の報告を求めます。まず、番号1番の1案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。2月5日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。譲渡人は、今年4月に県外へ転出する予定で耕作ができなくなるため、もらって欲しくないかと譲受人に相談しました。譲受人も自身の自宅と経営地に近く利便性が良いことから、贈与で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、113アールとなり、それぞれ下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番の1案件を8番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8番委員 朝地の小野伊八郎です。2月5日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、市外在住で農業を行っていないため、管理に苦慮していました。申請地付近で農業を営んでいる譲受人に相談したところ、自身の経営地に近く利便性が良いため、売買す

ることで話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は53アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を15番 衛藤英教、私の方から報告します。

議長 2月4日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件ですが、譲渡人 破産者 ●●●● 破産管財人 ●●●●さんから譲受人 株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地の所有者は破産手続きを行い、令和2年10月6日に破産管財人が選任されました。譲受人は、茶の生産をしている白杵市野津町の株式会社で、平成22年2月より申請地を管理しています。破産管財人より申請地を購入して欲しいとの相談があり、売買で話がまとまったため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は3,123アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を11番 廣瀬英雄 委員にお願いいたします。

11番委員 11番、千歳の廣瀬です。2月4日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権の移転についてであります。譲受人は、約10年前から譲渡人に依頼され申請地6筆のうち5筆の管理を行ってまいりました。今回、譲渡人から後継者がいないため農地を整理したいと相談があり、今まで管理してきた農地とあわせて3035番も譲受人が贈与を受けるかたちで話がまとまり、申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は389アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号5番の1案件を4番 木村滋一朗 委員にお願いいたします。

4番委員 4番、千歳の木村です。2月4日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権の移転についてであります。譲渡人は、県外在住で、農地の管理に苦慮してまいりました。今回、譲受人の子から住宅を建設するために農地の一部を譲ってほしいと相談があり、必要最低限で分筆を行うことになりました。その際、残地となる申請地も買ってもらいたいと相談したところ、譲受人と売買することで話がまとまったため、申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は54アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号6番の1案件を5番 小野不二夫 委員にお願いいたします。

5番委員 5番、犬飼の小野です。2月5日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権の移転についてであります。譲受人は、2年前から譲渡人に依頼され申請地の管理を行っていました。今回、譲渡人から後継者がいないため農地を整理したいと相談があり、申請地が譲受人の自宅に近く利便性がよいことから売買で話がまとまったため申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は106アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第8号の番号1番から番号6番までの6案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第8号の番号1番から番号6番までの6案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第8号の番号1番から番号6番までの6案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号6番までの6案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第9号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。「議案第9号 空き家に付随した農地の指定について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。番号1番の1案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員 9番の久保田直宏です。それでは報告致します。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの、空き家に付随した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有する空き家について、令和3年1月6日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認めら

れるとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第9号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第9号の番号1番の1案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第9号 空き家に付随した農地の指定について」の番号1番の1案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第10号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します。事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第10号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。それでは、番号1番の1案件を、5番 小野不二夫 委員と44番 坂本俊幸 委員にお願いします。なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしく願いいたします。

議長

これもちまして、令和3年第2回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後2時58分)

議事録署名委員 4番委員 木村 滋一郎

〃 5番委員 小野 不三夫